

令和 7 年度 清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 2027 広報物制作業務
委託に関する一般競争入札公告

令和 7 年度 清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 2027 広報物制作業務委託について、一般競争入札を行うので、清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 実行委員会事務局規程により公告する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 実行委員会
会長 土屋 明之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名
令和 7 年度 清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 2027 広報物制作業務委託
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 業務期間
契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 過去 5 年間に、美術館※で開催される企画展等の周知チラシをデザイン・制作した実績を有すること。

※博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 3 1 条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

住所 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
部署 清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 実行委員会
(岐阜県庁観光文化スポーツ部 文化創造課)
電話 058-272-8378
FAX 058-278-3529
Eメール c11146@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年6月26日(木)から令和7年7月1日(火)までの毎日(土日休祝日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、郵送の場合は、必ず「特定記録」で郵送すること。

イ 提出期限 令和7年7月1日(火)午後5時 必着

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和7年7月4日(金)までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までにおいて、次の場合のいずれかに該当することとなったときは入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、破産手続開始、会社更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり入札者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ その他本件物品供給に着手し、又は本件物品供給を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日 時

令和7年7月8日(火)午前10時

(入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)で行う場合には、令和7年7月7日(月)午後5時までに3の(1)に必着のこと)

イ 場 所

岐阜県庁舎 9階 906会議室(岐阜市藪田南2-1-1)

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(5)のイの場所において行う。

(7) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、規則第111条の規定により定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格で、最低の入札書等記載金額をもって入札した者とする。
- (2) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は、原則として一回とする。ただし、入札者の中に郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りでない。再度の入札を行った結果、落札者がいないときは原則として再度公告し、入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れ

て提出すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

- (6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。